

委第3号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月21日

提出者 議会運営委員長 塚本洋二

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては賛成者3人以上（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては賛成者3人以上（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>